

返戻金制度について

求職者の自己都合による早期退職の場合での紹介手数料の返戻は、別途定める個別紹介契約書に準じます。

参考：返戻金の基本％は下記と定めています。

- ① 当社が紹介した人材が、専らその人材に帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から 1 ヶ月以内に限り、紹介料の 90～75％を返却するものとする。
- ② 当社が紹介した人材が専らその人材に帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から 2～3 ヶ月以内に限り、紹介料の 50％を返却するものとする。